

かがわ里海大学修了者ホームページ掲載要項

(趣旨)

第1条 かがわ里海大学のスキルアップ講座等を修了し、里海づくりをけん引する人材となった人々の活躍の場を整備することを目的に、かがわ里海大学修了者リスト（以下、「リスト」という。）を香川県ホームページに掲載する。

(対象)

第2条 リスト毎にそれぞれ掲載条件となる講座（別表）を設定し、これを修了した者のうち希望者を掲載する。

(項目)

第3条 リストに掲載する項目は、氏名、連絡先1、連絡先2、コメントとする。氏名及び連絡先1は必須項目とする。

(申請)

第4条 リストへの掲載を希望する者は、かがわ里海大学修了者リスト掲載申請書（様式）に必要事項を記載のうえ自筆署名し、かがわ里海大学協議会事務局（以下、「事務局」という。）に提出する。

2 リストの記載内容に変更があった場合は、かがわ里海大学修了者リスト掲載変更申請書（様式）に必要事項を記載のうえ自筆署名し、事務局に提出する。

3 リストに掲載されている者うち、リストからの削除を希望する者はかがわ里海大学修了者リスト掲載削除申請書（様式）に自筆署名し、事務局へ提出する。

(審査)

第5条 かがわ里海大学協議会会長（以下、「会長」という。）は前条の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは速やかにリストを更新する。なお、会長は、審査を行うために必要があると認めるときは、かがわ里海大学運営委員会及び掲載条件となる講座の講師から意見を聴くことができる。

(取消)

第6条 会長は、リストに掲載されている者のうち、著しい非行が確認されるなど、掲載することが不相当であると判断した者についてリスト掲載を取消しできる。

(期間)

第7条 掲載期間は原則2年間とする。再申請は妨げない。

(免責事項)

第8条 当事者（リスト掲載者と利用者）間のトラブルについて、かがわ里海大学協議会及び香川県は関与しない。また、それによって当事者及び第三者に生じた損害に対しても、かがわ里海大学協議会及び香川県は責任を負わない。

附 則

この要項は平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要項は令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要項は令和2年10月14日から施行する。

(別表)

リスト一覧

リスト名	掲載条件となる講座
かがわ里海プロガイド	里海プロガイド養成講座（応用）
かがわ里海ファシリテーター	ファシリテーター実践講座
かがわ海ごみリーダー	海ごみリーダー育成講座※ 若しくは、海ごみリーダー養成講座

※平成 28 年度、平成 29 年度に香川県が実施したリーダー育成講座の修了者も、かがわ里海大学「海ごみリーダー育成講座」の修了者とみなす。